

<研究ノート>

金融商品の開示と認識

濱 本 道 正

1. 企業金融のイノベーションと企業会計

金融の自由化・国際化の急速な進展を背景に、最近の企業金融のイノベーションはきわめて広範囲にわたり、そのスピードは速い。わが国でも、ここ数年、金融・資本市場の自由化と国際化は急ピッチで進んでおり、先物契約、オプション、スワップといった新しい金融商品や金融手法が金融機関だけでなく一般の事業会社にも広く普及してきた。こうした新しい金融取引手法は、もともと金利や為替相場の変動によるリスクを回避（ヘッジ）しようとする経済的動機に基づいて開発されてきたものである。しかし、取引の総額が資産および負債として貸借対照表に計上されないことから、新たな「オフバランス取引」の形態として、それがもたらす会計上のリスクに大きな関心が寄せられるようになってきた。

本稿の目的は、金融のイノベーションを背景として生じたオフバランスシート・ファイナンスという、企業の財務戦略と会計政策とが不可分に結びついた現象を解明するための準備作業を試みることにある。まず、次節でオフバランス取引の諸形態とそれがもたらす企業リスクについて概観し、次いで本稿の主題である金融商品の開示と認識の問題を、米国財務会計基準審議会(FASB)金融商品プロジェクトの報告書を中心に検討する。

2. オフバランス取引と金融リスク

(1) オフバランス取引

「オフバランス取引」の定義は論者によって一様ではないが、ここでは企業の金融取引のうち、その発生時に会計上の認識・測定の対象とならず、したがって貸借対照表の本体に表示されない取引もしくは契約の

ことであると定義しておく。こうした金融取引もしくは契約にはさまざまな形態があるが、現時点でこれを類型化すると、さしあたり次のようになるであろう¹⁾。

①偶発事象(contingencies) 他人の債務の保証、受取手形の割引や裏書譲渡などから生じる可能性のある利益または損失、あるいは、それに付随する権利・義務。

②未履行契約(executory contracts) 契約当事者の双方が未だその義務を履行していない契約。建築請負契約、商品売買契約などのほか、金融先物契約、オプション契約、スワップ契約といった新しい金融商品の多くもこのタイプに属する。

③オフバランスシート・ファイナンス(off-balance sheet financing) 負債として貸借対照表に計上しない方法で資金調達を行うこと。つまり、実質的には負債による資金調達であるが、形式上は主として財務比率(例えば自己資本比率)の向上を目的として資産や負債をオフバランス化する取引である。

上の類型のうち①と②は、企業の経済活動のなかには現行の会計基準では取引として認識の対象とされないものがあるため、いわば結果的に簿外(オフバランス)取引となる項目とみることができる。これに対して③は、現行の会計基準や法規の要請に形式上は準拠しながら、貸借対照表の諸項目を制御し、企業にとって最適な資産・負債の規模と構成を維持しようとする財務戦略で、いわば意図的なオフバランス取引であるといえる²⁾。

(2) 金融上のリスク

今日の財務諸表に期待されているのは、従来から強調されてきた損益計算機能にとどまらず、変動する経済環境の中で企業がさらされているさまざまなリスクに関する情報を提供することであるといわなければならない。たとえば、FASBの「財務会計の基礎概念

に関する報告書」第5号は貸借対照表の新しい役割について、次のように述べている³⁾。

「情報利用者が企業の流動性、財務的弾力性、収益性およびリスクのような諸要因の事前評価を容易に行おうとする場合に、企業の財政状態に関する情報が最も重要なものとして利用される。」

こうした企業のリスクは、本稿で問題とする金融取引の側面からみると、次のように類型化することができよう。

①信用リスク (credit risk) : 債務者が弁済期日に支払い不能になる可能性

②流動性リスク (liquidity risk) : 保有資産からもちたらされるキャッシュ・インフローが債務の弁済に必要なキャッシュ・アウトフローを満たすに十分でない可能性、あるいは流動性の欠如のために有利な投資機会を断念しなければならない可能性。

③市場リスク (market risk) : 市場価格の(予想しがたい)変動によって資産や負債の価値が増減する可能性で、以下の二つがある。

(イ) 金利リスク (interest rate risk)

(ロ) 為替リスク (foreign exchange risk)

なお、①は金融資産に固有のリスク、②は金融負債に固有のリスク、③は両方に生じるリスクである。

金融・資本市場の自由化、国際化の流れのなかで、企業が直面するリスクは、従来になく拡大、かつ深化しつつある。こうした状況のもと、リスクの事前評価のための情報として、新しい角度からバランスシートの意義を再評価し、これまでになく重視していこうとする潮流が着実に生じつつある。その代表例が、次節以降で検討する FASB の金融商品プロジェクトの作業である。

3. FASB の金融商品プロジェクト

FASB は、1986年5月、「金融商品とオフバランスシート・ファイナンス」(financial instruments and off-balance-sheet financing) に関するプロジェクトを編成した。このプロジェクトの課題は、さまざまな金融商品と金融取引をめぐる財務会計および報告上の諸問題の解決に際して拠り所となる包括的な基準を樹立することとされている。議論の対象には以下の論点が含まれている。

(1) 金融商品を含む取引の結果として、資産または

負債を会計上認識すべきか認識すべきでないか。

(2) 市場リスクや信用リスクの転嫁を目的とする金融商品はどのように会計処理すべきか、また、リスク転嫁の対象となる資産や負債についてはどのように処理すべきか。

(3) 金融商品の測定はどのように行うべきか。負債と持分両方の性格を備えた金融商品について、その発行企業の行う会計処理はいかにあるべきか。

(4) 資産もしくは負債として認識されるか認識されないかは別として、金融商品がもたらす可能性のある有利な影響や不利な影響を最もよく開示するにはどうすればよいか。

こうした諸問題のうち、金融商品および金融取引をどのように認識・測定すべきかという問題は早急に解決するのが困難であるから、この問題は、審議会や公聴会で時間をかけて検討することとし、その作業が完了するまでの間の当面の措置として、金融商品についてのディスクロージャーを改善することに決した。そして、1987年11月に公開草案として発表されたのが本稿で検討する「金融商品の開示」(以下、報告書または基準案と略記する)である⁴⁾。

FASB によれば、金融商品のなかには、これまでも、一般に認められた会計原則によって開示が要求されているものもいくつかある。しかし、それらの開示規定はどれもアドホックな方法で形成されてきたため、特定の金融商品や特定業種の会計主体しか対象範囲に含められてこなかった。ダイナミックに変動しつつある金融市場の姿をみると、金融商品の開示に関する包括的な一般規定を作成する必要性は大きい。そこで、この報告書の開示規定(基準案)は会計上の認識ならびに測定の側面には効力をもたないものの、原則として、すべての金融商品とすべての会計主体に適用することを想定しているのである。

4. 金融商品の意義と内容

(1) 定義

この報告書では、「金融商品」(financial instrument) とは、ある主体の金融資産であると同時に別の主体の金融負債または持分商品であるようななんらかの契約と定義される⁵⁾。さしあたり、会計上の資産、負債または持分として認識されているか否かは問わない。のちに詳しくみるように、この定義には、現金、受取債

権、支払債務、債券および持分証券が含まれるのはもとより、金融先物契約ならびにフォワード契約、オプション、金利スワップならびに通貨スワップ、抵当付モーゲジ債務、金融保証などのさらに複雑な商品が含まれる (para. 6, 27)。

まず、「金融資産」(financial asset)とは、(a)現金、(b)現金または別の金融資産を別の主体から受け取る契約上の権利、(c)他の金融商品を潜在的に有利な条件で別の主体と交換する契約上の権利、または(d)別の主体の持分商品であるような資産をいう。金融資産に関するこの定義で要求しているのは、現金（または持分商品）の受領をもって完結する一連の契約上の権利が存在することである。金融資産を受け取る一連の権利が契約連鎖をつなぐ連結環を構成し、そのことによって、ある契約が金融資産としての要件を満たすことができるのである (para. 28)。次に、「金融負債」(financial liability)とは、(a)現金または別の金融資産を別の主体に引き渡すか、(b)金融商品を潜在的に不利な条件で別の主体と交換する契約上の義務であるような負債をいう。また、「持分商品」(equity instrument)とは、ある主体に対する所有者持分を示す何らかの証拠をいうのである (para. 29, 30)。

<付記> 1989年改訂版における金融商品の定義

FASB公開草案1989年改訂版では、金融商品の定義から金融資産、金融負債および持分商品という用語が削除され、次のように示されている (para. 8)。すなわち、金融商品とは、現金、主体に対する所有持分を示す証拠、または、以下の両面をもつ契約である：

- a. ある主体が、(1)現金または別の金融商品を別の主体から受け取るか、(2)他の金融商品を潜在的に有利な条件で別の主体と交換する契約上の権利
- b. 別の主体が、(1)現金または別の金融商品を別の主体に引き渡すか、(2)金融商品を潜在的に不利な条件で別の主体と交換する契約上の義務（これら契約上の権利・義務が会計上認識されているか否かは問わない）

(2) 内容

以上が金融商品を構成する資産、負債および持分の定義であるが、報告書では、さらに金融商品に含まれ

る具体的な項目について詳細な説明を加えているので、次にこれをみとめることにしよう。

①現金 (para. 31-32)

通貨および要求払い預金はその保有者および預金者の金融資産であり、発行政府および銀行の金融負債である。現金は金融商品の一つではあるが、それについて開示を要する事項はほとんどない。キャッシュフローは自明のことであるし、普通は無利子だからである。

②現金受払いの権利・義務 (para. 33-34)

最も一般的なタイプの金融資産として、将来現金を受け取る契約上の権利があげられる。売掛金、受取手形、貸付金、および投資債券はすべてこうした性格をもっている。また、最も一般的なタイプの金融負債には、将来現金を支払う契約上の義務が含まれる。買掛金、支払手形、借入金、社債、未払保険料、および退職給与引当金はすべてこうした性格をもっている。

③財またはサービスを受払う権利・義務 (para. 35-36)

金融商品の定義からは、前払費用や前払金のような、契約上の権利を含んだ多くの資産が除外される。なぜならば、そうした項目からもたらされる将来の経済的便益は、現金または別の主体の持分商品を受け取る権利ではなく、財またはサービスの受領だからである。また、繰延収益や前受金のような、契約上の義務を含んだ多くの負債も除外される。そうした項目からもたらされる経済的犠牲は、現金または別の主体の持分商品を引き渡す義務ではなく、財またはサービスの引渡しだからである。同様に、財貨またはサービスの受渡しをもって完了する契約も金融商品の定義からは除外される。たとえば、現金ではなく金とか石油とかで決済される債券は、この定義の下では金融商品とはされない。ただ、こみいった問題が起きるのは、たとえば、債券の額面金額か、一定量の金または石油のいずれかを発行者から受け取る選択的な権利が、契約により債券保有者に与えられているような場合である。こうした契約は、事実上次の二つの要素に分解することができる。一つは貨幣を受け取る権利（金融商品）であり、いま一つはその権利を財と交換するオプション（非金融的契約）である。

④別の主体との間で受渡しする契約上の権利・義務 (para. 37-38)

棚卸資産や有形固定資産のような実物資産は、特許権、商標権、および営業権のような無形資産と同様、

金融資産の定義から除外される。これらの各資産は、最終的には現金の受領をもたらすであろう。しかし、他の主体のどれも現金を引き渡す現在の義務を負ってはいないから、当該主体には現金を受け取る現在の権利はない。また、金融負債の定義からも、租税や民事上の賠償金のような負債は除外される。こうした負債は現金の支払いを要するものではあるが、当該主体の義務が契約から生じたものではないから金融負債とはいえないのである。

⑤別の金融資産を受渡する権利・義務 (para. 39)

一般性のやや劣るタイプの金融商品として、それがもたらす将来の経済的便益(犠牲)が現金以外の金融資産の受領(引渡し)となるものがある。たとえば、支払いが国債で行われる手形の場合、手形保有者には現金ではなく債券を受け取る契約上の権利が与えられ、発行者には同じ債券を引き渡す義務が負わされる。しかし、その債券は政府の現金支払い義務を表すものであるから金融資産である。それゆえ、この種の手形もその保有者の金融資産であり、発行者の金融負債となる。

⑥他の金融商品と交換する権利・義務 (para. 40-43)

別のタイプの金融資産(負債)として、潜在的に有利(不利)な条件で他の金融商品と交換する契約上の権利(義務)を主体に与えるものがある。例として、国債を6カ月後に10万ドルで購入する「コール・オプション」は、その保有者にとって金融資産の一つである。なぜなら、オプション保有者は潜在的に有利な条件で金融商品と交換する権利を持つことになるからである。6カ月後にこの国債の時価が10万ドルを超えれば、条件は保有者に有利となるから、必ずオプションを行使するはずである。このコール・オプションの売り手は、保有者がオプションを行使した場合には不利な条件で金融資産と交換する義務があるから、金融負債を持つことになる。売り手はそうした負債を引き受ける代償をオプション料として保有者から受け取る。なお、国債を売り渡す「プット・オプション」は類似しているが反対の効果をもつ。

もっと複雑な例は「フォワード契約」にみられる。たとえば、購入側の主体が6カ月後に10万ドルの現金を国債と交換する約束をし、売却側の主体が同じく6カ月後に10万ドルの現金を国債と交換する約束をするような契約である。6カ月の期間中は、購入側にも売却側にもともに金融商品を交換する権利と義務があ

る。この国債の時価は10万ドル以上に値上がりするかもしれないし、10万ドル以下に値下がりするかもしれない。前者の場合、条件は購入側に有利となり、売却側に不利となる。後者の場合はその逆である。だから、購入側は、コール・オプションの保有と同様の金融資産を持つとともに、プット・オプションの引受と同様の金融負債を持つことになる。売却側は、プット・オプションの保有と同様の金融資産、コール・オプションの引受と同様の金融負債の両方を持つことになる。次に、「金利スワップ」は、たとえば、固定的な現金支払いと変動的な現金受取りを交換するといった一連のフォワード契約とみなしうる。こうした条件が有利になるかそれとも不利になるかは、市場金利のその後の動き方にかかっている。だから、金利スワップは契約当事者双方にとって金融資産であると同時に金融負債でもある。

オプション取引やフォワード契約であっても、金融商品を非金融資産と交換する権利または義務を伴うものは金融商品ではない。たとえば、購入側が6カ月後に金または小麦の引渡しを受け、引渡しと同時に販売側に支払いを行うという契約を結んだとしよう。この売買契約の内容は、現金を支払う約束と交換に、金または小麦といった金融商品ではないものの引渡しを行うということであるから、こうした契約は金融商品ではない。

⑦偶発的権利・義務 (para. 44)

偶発項目はここでの定義のもとでは金融商品となりうる。たとえば、典型的な金融保証の形で借入れが行われるとしよう。借り手は保証人に手数料を支払い、同時に、保証人は借り手が債務不履行になった場合には代わって貸し手に弁済することに合意する。この保証は、借り手が債務不履行になった場合には貸し手に弁済する契約上の義務が生じるから保証人の金融負債であり、一方、借り手が債務不履行になった場合には保証人から現金を受け取る契約上の権利が生じるから貸し手の金融資産である。

⑧持分商品 (para. 45)

普通株が最もありふれた持分商品であるが、それ以外にも、優先株、パートナーシップ契約、持分ないし参加証書、発行主体から株式を引き受けるワラントや株式を購入するオプションなどが含まれる。

5. 金融商品の開示

FASB 公開草案では、金融商品について、投資者、債権者、その他、財務報告書の利用者にとって重要な情報の開示が規定されている。それは、信用リスク、将来現金受払、金利、および時価に関する情報である。

(1) 信用リスク情報 (para. 8, 48-61)

まず、「信用リスク」(credit risk)とは、取引相手が契約条件に従って義務を履行することができないことから生じる損失の可能性をいう。報告書では、以下の情報を、信用リスクにさらされている金融商品の種類別に、財務諸表の本体または注のなかで開示するよう規定されている。

(a) 最大信用リスク (maximum credit risk)

これは、金融商品に対する取引相手が契約条件に従って履行することがまったくできず、しかも、債務金額に対する抵当その他の担保が当該主体にとって無価値であることが判明した場合に被る損失額をいう。

まず、会計上資産として認識される金融資産の最大信用リスクに関しては、それ以上の開示は通常必要とされない。その理由は、通常、貸借対照表の簿価がそのまま最大リスクを表しており、また、金融資産の種類として用いられる名称によって、別の主体に支払い義務があり、したがって信用リスクが存在していることが示されるからである。これに対して、会計上認識される金融負債（この場合、簿価が最大信用リスクの尺度にならないのがふつう）と認識されない金融商品（簿価そのものが示されない）については、その種類別に、それぞれの最大信用リスクを最もよく表す金額を識別し、開示しなければならない。

たとえば、金融保証は、偶発事象が顕在化すれば、当該主体（保証人）に一定期間にわたる支払い義務が生じるものであるが、その最大信用リスクは、被保証人が債務不履行になった場合に必要となるであろう将来支払い額の現在価値で測定されよう。また、会計上認識されない金利スワップや先物為替予約で、市場価格の変動が主体に有利に作用したものの最大信用リスクは、取引相手が債務不履行になった場合に、現行市場レートでそのスワップや先物予約をリプレイスする費用で測定されよう。そうした金額を開示すれば、当該金融商品の時価の開示要請も満たされることになる

う。

なお、負債や関連資産と相殺する権利がある場合には、当該資産の最大信用リスクとして開示すべき金額は、相殺される負債を控除した純額となる。たとえば、ある主体が同じ取引相手に対する未収金 1,000 ドルと未払金 200 ドルを相殺する権利を持っているとすれば、当該資産の最大信用リスクとして開示される金額は 800 ドルになる。

(b) 発生可能信用損失 (reasonably possible credit loss)

これは、取引相手が契約条件に従って支払いを行えないことの結果として主体が被る可能性のある損失額であって、発生の可能性がそれほど低くはないが未だ会計的認識がなされてはいないものである。

少なくとも発生の合理的可能性はあるが見越経理による認識がなされていない信用損失については、その範囲や金額を開示しなければならない。当該信用損失の金額や範囲を見積ることができない場合には、発生可能信用損失にさらされていると確認された特定の金融商品もしくはその集合体の最大信用リスク、および、そうした可能性を引き起こす環境を開示しなければならない。発生可能信用損失の数量的測定値を決定もしくは推定できない場合には、金融商品に関する記述情報、たとえば、当該商品の特性、取引相手、抵当その他の担保、あるいは偶発損失の性格などを開示しなければならない。

(c) 蓋然的信用損失 (probable credit loss)

これは、取引相手が契約条件に従って履行できないことの結果として、主体が被る恐れのある損失額をいう。蓋然性のある信用損失で合理的に見積りうるものについては、見越経理による会計的認識が要求される。認識された蓋然的信用損失は、金融商品の種類別に、不良債権ないし融資損失に対する貸倒引当金の額を貸借対照表本体の独立項目として挿入形式で開示する。

<付記> オフバランスシート・リスク

FASB 公開草案1989年改訂版では、新たに「オフバランスシート・リスク」(off-balance-sheet risk)という概念が示されている。それは、貸借対照表上認識されている額を超える会計上の損失をもたらすリスクである。オフバランスシート・リスクをもつ金融商品の代表例は、先物契約、金利および通貨ス

ワップ、オプション契約(売り手)、金融保証など、条件付きの権利・義務を伴う商品である (para. 6, 10, 11).

(2) 信用リスク集中度の開示 (para. 9-10, 62-63)
 単独の取引相手にかかわる金融商品の最大信用リスクが自己資本の20パーセントを超え、かつ、総資産の1パーセント以上であるか、または、総資産の10パーセントを超える場合には、信用リスクの集中度 (concentration of credit risk) を開示することが要求されている。この場合、直近の貸借対照表日現在における個々の集中度について、以下の情報を開示しなければならない。

a. 取引相手に関連する情報。これには、(1)取引相手の身元か、(2)取引相手の業種ないし分野のいずれかを含む。

b. 信用リスクの額に関する情報。最大信用リスク、発生可能信用損失、蓋然的信用損失の額がそれである。

また、取引相手のグループに信用リスクが著しく集中している場合は、その集中度も識別して開示することが求められている。信用リスクのグループ集中 (group concentrations) が存在するのは、多数の取引相手が類似の活動や同じ分野の活動に従事しており、そのために、契約債務を履行する能力が経済その他の情勢変化によって同じように影響を受ける場合である。直近の貸借対照表日現在の著しい集中度に関して、以下の情報を開示しなければならない。

a. 当該グループを識別する共通の活動ないし分野に関する情報。

b. 信用リスクの額に関する情報。最大信用リスク、発生可能信用損失、蓋然的信用損失の額がそれである。

(3) 抵当の開示 (para. 11, 64)

信用リスクにさらされている金融商品を保護する抵当その他の担保があれば、それに関する情報を開示することが奨励される。

(4) 将来現金受払情報 (para. 12-15, 65-71)

この基準書では、主体の現有金融商品からもたらされる将来キャッシュフローの契約上の期日と金額を、財務諸表の本体または注において開示することが要求される。将来の現金受払いの期日と金額は、それが明示されているか契約条項から決定可能である場合に

は、容易に確認することができる。しかし、変動利付き手形のように、市場金利の変動など将来事象の如何に左右されたり、永久債の元本や強制償還条項のない優先株の額面のように、将来キャッシュフローが契約上要求されないような金融商品の場合には、そもそも存在しないということもあろう。

特定の事象に左右される偶発事象の例は金融保証である。そこでは貸し手に対する保証人の支払義務は借り手の債務不履行が生じるかどうかにかかっている。この基準書では、そうした特定の事象がすでに発生しているのではない限り、偶発性商品に関わる将来の現金支払いを開示することは要求されない。したがって、債務不履行が現実に発生していなければ、第三者たる保証人は契約上の将来現金支払いについて開示する必要はない。もしも債務不履行が発生していれば、保証人は支払義務の生じたキャッシュフローについて報告すべきである。

(5) 金利情報 (para. 16-20, 79-88, 184-195)

上述した将来現金受払いに関する情報は、金融商品から生じるキャッシュフローのパターンを表現するものであるから、情報利用者が企業の信用リスクを判断する上で有効である。これに対して、金利に関する情報は、金融商品の損益効果を表現するものであるから、金利リスクをはじめとする市場リスクを判断する上で有効である。こうした観点から、基準案では、金融商品の金利に関する情報を財務諸表の本体または注において開示することが要求される。その内容は、金融商品の帳簿価額または実質価額、契約上の再評価日または満期日、および、実効金利であり、それぞれの情報を有利子金融商品の種類別に開示しなければならないのである。

a. 契約上の再評価日または満期日

契約上の再評価日 (contractual repricing date) とは、当該金融商品に適用される利率を市場金利の変動に合わせて修正することがあらかじめ約定されている日のことである。この情報が求められるのは、たとえば、同じ債務でも固定金利のものと変動金利のものとは、発行側企業や投資側企業の市場リスクに差異があるからである。固定利付き債券の時価は市場金利の変動によって大きな影響を受けないであろう。

b. 帳簿価額または実質価額 (carrying or effective amount)

確定利付き債券のように会計上認識されている金融

商品の場合は、その元本（額面額）から割引料（またはプレミアム）の未償却残高を控除した金額をもって帳簿価額とする。これに対して、金融商品を交換する権利・義務を内容とする金融資産や金融負債の場合は、契約上交換の対象となる商品の価額をもって実質価額とするのである。たとえば、30年満期の債券（額面）10万ドルを1年後に9万5,000ドルで購入するフォワード契約を結んだとしよう。この契約の実質価額は支払義務である9万5,000ドルとなる（これを権利の側面からみれば、将来受け取る債券の予想帳簿価額9万5,000ドルである）。

次に金利スワップの実質価額についてみてみよう。金利スワップは、たとえば、一連の固定的な現金支払いと、変動金利によって計算される変動的な現金受取りとを交換するものである（ちょうど固定利付き債券の名目金利と変動利付き債券のそれとを取り替えると考えればよい）。米国では、金利スワップの会計処理に2通りの方法が用いられている。一つは、スワップ契約をオフバランスとして処理し、金利の受払いが行われたときにそれぞれ収益、費用として認識・計上する方法である。この場合は、スワップの対象となる（固定利付きおよび変動利付きの）債券の元本がここでいう実質価額となる。いま一つの会計処理法は、固定利付き債券の時価と変動利付き債券の時価の差額を資産または負債として貸借対照表に計上し、時価の差額が変化したときにこれを損益として認識する方法である。この場合は、両債券の時価が実質価額として開示されることになる。

c. 実効金利 (effective interest rate)

実効金利とは、貸借対照表日から再評価日（または満期日）までの現金受払いの流列と再評価日の予想帳簿価額との正味現在価値を現在の帳簿価額（または実質価額）に等しくさせるような利子率（割引率）のことであり、金融商品の「内部収益率」と呼ぶこともできる。表面利率と額面価額によって金融商品のキャッシュフローが示されるのに対して、実効金利と帳簿価額（または実質価額）に関するデータからは金融商品の将来の損益効果が明かとなるのである。

なお、金融商品の金利が報告上の通貨以外の通貨で表示されており、それが主体全体の平均的実効金利に著しい影響を与える場合には、それに関する情報を開示しなければならない。また、オプションその他の偶発事項のために、金融商品につき予想される評価替え

日または満期日が契約上の評価替え日と著しく異なる場合には、その情報を開示することが奨励される。

(6) 時価情報 (para. 21-23, 97-101, 199-205)

会計上認識の対象とされているか否かを問わず、金融商品の時価は情報利用者の意思決定にとって有用な指標を提供する。とりわけ、市場価格以外の基準で貸借対照表に記載されている金融資産・金融負債の時価は、会計上認識の対象とされない利得・損失の情報を提供するという点できわめて重要である。こうした観点から、この基準案では、金融資産および金融負債の時価を財務諸表の本体または注において開示することが要求されるのである（上述したように、この基準案では金融商品の認識・測定に関わる局面は取り扱われないので、さしあたり、時価による測定は要求されていない）。

金融商品の時価 (market value) とは、金融資産については現時点で取引すれば受け取ることが合理的に期待できる金額、また、金融負債については現時点で返済するのに要する支払額をいう。従来、時価情報の開示に関する議論では、もっぱら資産価値の側面に焦点が当てられていた。しかし、この基準案では、金融資産だけでなく金融負債についても時価の開示を求めているのが大きな特徴である。それは、市場価格の変動によって、金融資産はもとより金融負債の上にも経済上の利得または損失が生じるからである。たとえば、社債の市場価格が低下すれば、発行企業は早期償還を行うことによって償還差益を得るチャンスが生まれるであろう。

時価を決定するためには、入手可能である限り、市場の相場を用いなければならない。市場の相場が利用できない場合は、金融資産や金融負債の市場価格の見積を用いなければならない。通常、こうした見積は類似商品の市場価格、またはこれに適切な修正を加えた尺度（たとえば、当該金融商品の予想キャッシュフローを満期とリスクの類似した商品の市場金利で割り引いたもの）によって得ることができる。ただ、金融商品のなかには、金利スワップや為替予約のように「注文仕立て」で個別に設計されるため、市場の相場をもたないものもある。こうした商品の時価も、類似するスワップ取引等の市場価格を参照して見積がなされることになる。市場価格の見積を用いる場合は、時価の見積に用いられた方法および仮定を開示しなければならない。

なお、特定の金融商品（または、その集合体）の時価を決定もしくは推定できない場合には、以下の情報を開示しなければならない。

- a. 時価を決定もしくは推定することができなかった理由、
- b. 簿価、金利、期限、その他金融商品またはその集合体の価値に関係のある特性に関する情報。

6. 金融商品の認識問題

新しい金融商品を中心とするオフバランス取引に対する会計基準設定機関の対応として、これまでFASBによるディスクロージャー規定を中心に考察してきた。これは、たとえば金融先物取引の契約（未決済）残高など、未履行契約に関わる権利・義務について、その内容や金額を財務諸表の本体または脚注（あるいは付属明細書）の上で開示する方法である。この方式は実践面で実行に移すのが容易であるとはいえ、会計的対応としてはあくまで次善の策にすぎない。最終的には、現在オフバランス取引とされているものを会計上の取引として認識し、貸借対照表本体に適切な資産・負債として計上（オンバランス化）する道を探っていくかなければならない。しかし、これには未履行契約に関する認識基準の設定など、理論的にも解決がきわめて困難な問題が残されているのである。そこで、本稿では最後に、新しい金融商品の基本的属性である契約上の権利と義務を、会計上の資産・負債として認識する上で解決すべき問題点を概観しておくことにしよう。

未履行契約に関わる会計的認識の問題は、契約の進行段階に応じて、(a)当初認識の問題と(b)事後認識の問題に分けられる⁹⁾。(a)は、契約が完全未履行（当事者の双方とも履行を開始していない）の段階にあるときに、認識可能な資産・負債が存在するか否か、存在するとしたらどのような状況のもとでかを明らかにすることである。(b)は、契約が部分履行（少なくとも一方の当事者の履行が完了していない）の段階にあるときの資産・負債の認識問題である。

金融商品の基本的性格は契約上の権利義務であるから、その会計的測定のためには、現在主体の支配下にある経済財（とりわけ貨幣財）だけではなく、財の将来の変化を認識する範囲を決定する基準が不可欠となる⁹⁾。予測される将来の財の増減（受入れや払出し）

のうち、主体の資産または負債に含めるべきものとそうでないものだが、この認識基準にもとづいて決定される。この点で、歴史的原価主義に立つ現行会計実務のもとでの認識基準はきわめて限定されている。そこで認識される財の将来の変化は、交換に含まれる要素（増分と減分）の一方を、すでに主体が引き渡したか、あるいは受け入れた場合に限られているからである。契約に即していえば、すでに開始され、部分的に履行が完了しているものにかぎり認識するのである。たとえば、現時点で受け入れた商品の代金として将来支払うべき現金は負債（買掛金）として認識されるが、まだ受け入れていない商品の代金として支払われるべき現金は、たとえその売買契約が解約不可能なものであっても、認識されない。

契約が少なくとも部分的に履行されたことを条件とする認識基準は現行会計実務の中核をなすものである。しかし、それは会計システムに必然的に内在するものであろうか。認識基準を現行の受渡しベースから、いわゆる契約ベースへ拡張し、未履行契約にともなう財の変化を認識することは不可能であろうか。たとえば、債券のフォワード取引の場合、その契約が取消不可能なものであっても、現在の会計実務では、債券の引渡しを受ける権利も、現金を支払う義務もともに記録されない。経済的見地からみると、企業はその債券の価格変動リスクにさらされているという点で、債券の引渡しを受ける権利と保有債券との間に本質的な違いはないはずである。その意味でも、こうした未履行契約にともなう権利・義務は、会計上体系的に認識・開示されるべきである。とりわけ、契約から生じる支払義務については、オンバランス化することによって企業の金融リスクを開示すべき必要性は高い。

注

- 1) 小宮山賢「オフバランス取引の会計処理と開示の問題点」『旬刊 商事法務』No. 1171, 14頁を参照。
- 2) 最近、リスク管理の手法として貸借対照表の役割を再認識し、経営環境の変化に応じて貸借対照表の各項目を制御し、最適な資産・負債の規模と構成を維持しようとする新しい財務思想が出現してきたことに注目すべきである。こうした動きの一つが、資産・負債の各項目を貸借対照表から積極的に切り離していこうとする方向、すなわち「オフバランス化」である。金融

の証券化（セキュライゼーション）も、こうした貸借対照表の内容を流動化するための一手段として位置づけることができよう。また、国際金融市場で活発に行われている「スワップ取引」も、債務の交換を通じて最適な負債構成を達成しようとするバランスシート・コントロールの一手法である。

- 3) FASB, Statement of Financial Accounting Concepts No. 5, "Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises," FASB, 1984, para. 29. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB財務会計の諸概念』中央経済社, 1988年, 224頁).
- 4) FASB, "Disclosures about Financial Instruments," Exposure Draft, FASB, 1987. 以下の節でパラグラフ・ナンバーをもって示すのは、この報告書からの引用ないし抜粋である。なお、この公開草案は、公表後に行われた審議会や公聴会での討議、各界から寄せられたコメント・レターの分析の結果、開示規定が余りに詳細にわたるため実施コストがかかりすぎる等の反論が強く、結局、基準書として確定するにはいたらなかった。そして、金融商品とオフバランス取引をめぐる公開草案の改訂版として、1989年7月に、FASB, "Disclosure of Information about Financial Instruments with Off-Balance-Sheet Risk and Financial Instruments with Concentrations of Credit Risk," Exposure Draft (Revised), FASB, 1989が公表されている。そこでは、開示規定の対象範囲が「オフバランスシート・リスク」と「リスクの集中度」に限定されるにいたっている。しかし、金融商

品をめぐる開示問題を包括的な視野から取り扱っているという点で、旧公開草案の意義はいささかも減じてはいないので、本稿ではもっぱらこの報告書に準拠することとする。

- 5) 一般に、契約は、その締結から完了までの間に次の3つの段階を経て進行する。
 - (a) 完全未履行…どちらの当事者も約束の履行を開始していない状態。
 - (b) 部分履行…当事者の一方が約束の履行を開始した状態
 - (c) 完全履行…どちらの当事者もそれぞれの約束を完全に履行した状態
 また、契約上の権利義務は、次のように分類できる。
 - (a) 満期 (mature) 契約…どのような事象の生起にも関係なく、直ちに履行義務の生じる契約
 - (b) 無条件 (unconditional) 契約…時間の経過だけで履行義務の生じる契約
 - (c) 条件付き (conditional) 契約…将来、不確実な事象が生起してはじめて履行義務の生じる契約
 Johnson, L. T. and R. K. Storey, FASB Research Report, "Recognition in Financial Statements: Underlying Concepts and Practical Conventions," FASB 1982, pp. 232-234 を参照。
- 6) 井尻雄士『会計測定理論』東洋経済新報社 1976年, 第4, 5, 8章を参照。

[はまもと みちまさ 横浜国立大学経営学部教授]